

適用可能な事業方式について

1 事業方式の概要

事業方式の概要を表3-5-1に示します。

表 3-5-1 事業方式の概要

事業方式	概要	公民の役割分担					
		資金調達	建設	維持管理 運営	所有		
					運営中	運営終了後	
公設公営	・公共が資金を調達し、自ら詳細な仕様を決めて建設し、維持管理や運営も公共が行う方式。	公共	公共	公共	公共	公共	
(DBO) 公設民営	・公共が資金を調達し、民間事業者が設計 (Design)、建設 (Build)、維持管理・運営 (Operate) を一括して請負い、施設の所有は公共が行う方式。	公共	民間	民間	公共	公共	
民設民営 (PFI)	BTO	・民間事業者が資金調達、施設建設を行い、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理や運営を行う方式。	民間	民間	民間	公共	公共
	BOT	・民間事業者の役割はBTOと同様であるが、施設の公共への所有権の移転を運営後に行う方式。	民間	民間	民間	民間	公共
	BOO	・民間事業者が資金調達、施設建設、維持管理・運営、運営終了後の施設解体を行う方式。公共への施設の所有権移転はない。	民間	民間	民間	民間	民間

2 事業方式別の実施状況

ごみ処理施設の建設事業に関して、事業方式別の近年の他自治体の実施状況を図 3-5-1 に示します。

環境省の一般廃棄物実態調査等を参考に、平成 17 年度以降のごみ処理施設の建設事業を調査すると、事業の全件数が 120 件あり、最も多い事業方式は公設民営（DBO）で 60 件（50%）、次に多い事業方式が公設公営で 52 件（43%）、最も少ないのは民設民営（PFI）で 8 件（7%）となっています。

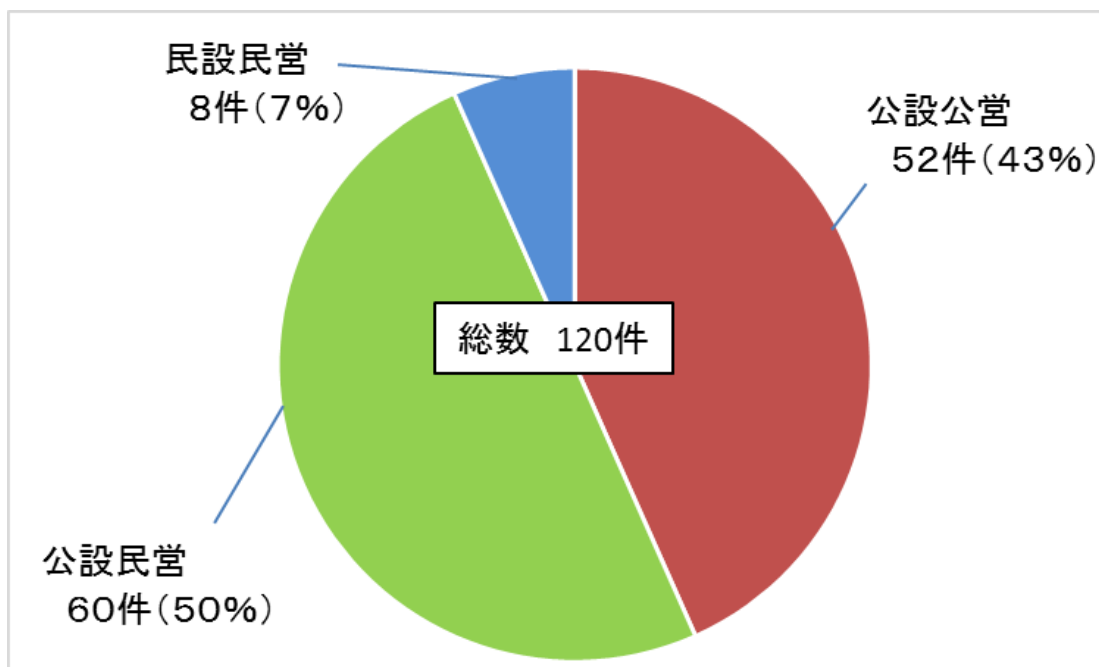


図 3-5-1 事業方式別の実施状況